智 第 4 7 8 8 号 令 和 7 年 2 月 27 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金兒 英夫

市町村名		智頭町
(市町村コード)		(313289)
地域名		東宇塚地区
(地域内農業集落名)		(東宇塚集落)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年2月27日
		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は64.1歳であり、町平均の70.1歳と比べて低くなっているが、およそ7割が後継者のめどが立っておらず、めどが立っている後継者も定年後の本格就農となるため、それまで農地を守れるか不安であるという声が挙がっている。また、担い手自体も不足しており、耕作放棄地の増加が懸念されている。

農機具の老朽化も進んでいるが、個々での更新は難しく、共同購入を希望する意向もある。

小面積の圃場・変形田・用水路の確保(水路が悪い)等により、種となる担い手の経営規模拡大にも限界がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農組織が継続し、取組を強化できるよう、支援策の活用を含めた検討を行う。

農地の条件にあわせて、牧草、水稲の場所を決めるなどし、農地の集積を進める。

水稲だけでなく、ソバ等の特産物栽培にも取り組む。地域内の高齢者でもできる作業(作物)を検討し、地域全体 で農地を守る。

水路の管理、共同の作業所の設置について検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		11.0 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.7 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

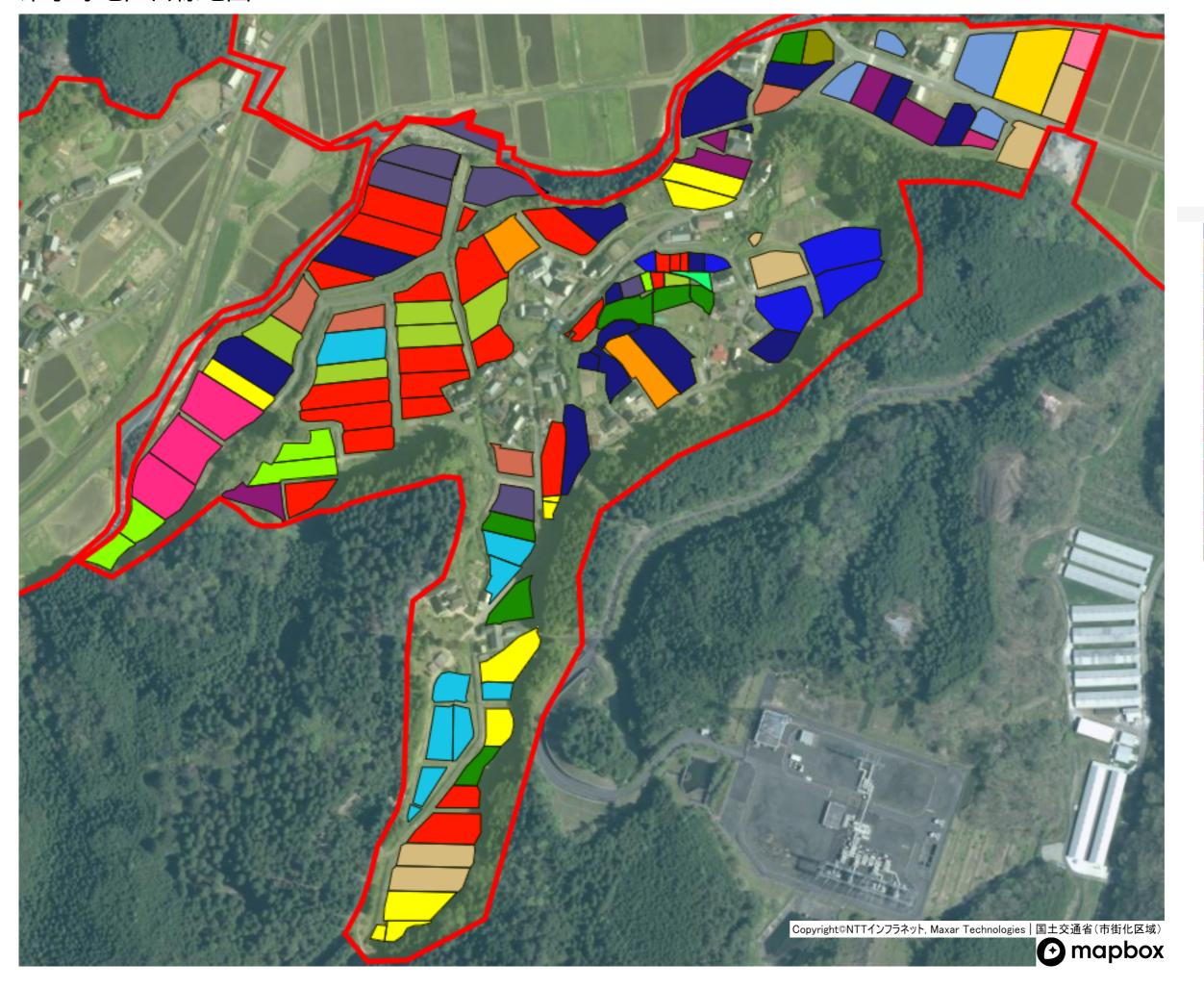
(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字東宇塚(東宇塚集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用 地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項						
(1)農用地の集積、集約化の方針						
土地に対する古い考えを変え、品目別等に団地化、集約していく。						
	(2)農地中間管理機構の活用方針					
	集落営農組織で活用する。					
	(3)基盤整備事業への取組方針					
	必要に応じて検討する。					
	地域での話し合いを継続し、検討する。					
	(5) 典要物房組入笠の典要士授共「ビュ東要要等」の典据要素託の活用士組					
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ボランティア、学生も活用していく。					
	パンフィイン、子王も治州している。					
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)						
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等					
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他					
	【選択した上記の取組方針】					
	L					

東宇塚地区目標地図



目標地図(確定)